**平成２６年（フ）第１３５号**
鹿児島県鹿屋市今坂町10074番地、住民票上の住所鹿児島県鹿屋市田淵町1454番地６
債務者　菊池　　悟
1　決定年月日時　平成27年１月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月９日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

**平成２６年（フ）第１３９号**
鹿児島県志布志市有明町野神3331番地
債務者　城戸内真由美
1　決定年月日時　平成27年１月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月９日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

**平成２６年（フ）第１７６号**
神戸市西区玉津町今津434番地の３　県住１－203号
債務者　佳山　洋子
1　決定年月日時　平成27年１月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月10日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

**平成２６年（フ）第２２３号**
神戸市西区井吹台東町４丁目18番地　２－101号
債務者　藤田　健二
1　決定年月日時　平成27年１月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月10日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

**平成２６年（フ）第２５６号**
神戸市西区南別府４丁目381番地の１　ソレイユ南別府102号
債務者　加志まゆみ
1　決定年月日時　平成27年１月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月10日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

**平成２６年（フ）第９４号**
宮崎県延岡市土々呂町１丁目252番地１　請関アパート、前住所宮崎県延岡市松原町３丁目8897番地１
債務者　齋藤　英明
1　決定年月日時　平成27年１月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月10日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

**平成２６年（フ）第１０４号**
宮崎県延岡市古城町１丁目14番地21
債務者　阿部　敬子
1　決定年月日時　平成27年１月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月10日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

**平成２６年（フ）第２７９号**
福井市若杉浜３丁目803番地　藤間マンション203
債務者　丹尾　　諭
1　決定年月日時　平成27年１月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月11日まで
福井地方裁判所民事部破産係

**平成２６年（フ）第３０４号**
福井県あわら市市姫５丁目24番17号
債務者　稲田　光子
1　決定年月日時　平成27年１月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月11日まで
福井地方裁判所民事部破産係

**平成２６年（フ）第３０７号**
福井市西学園３丁目312番地
債務者　眞柄　博行
1　決定年月日時　平成27年１月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月11日まで
福井地方裁判所民事部破産係

**平成２６年（フ）第３０８号**
福井市西学園３丁目312番地
債務者　眞柄　由佳
1　決定年月日時　平成27年１月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月11日まで
福井地方裁判所民事部破産係

**平成２６年（フ）第５１号**
兵庫県たつの市揖西町新宮508番地
債務者　ボディショップＨＩＲＯこと　梶原　誠
1　決定年月日時　平成27年１月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月11日まで
神戸地方裁判所龍野支部

**平成２６年（フ）第５４号**
兵庫県宍粟市一宮町公文895番地１
債務者　小林　義典
1　決定年月日時　平成27年１月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月11日まで
神戸地方裁判所龍野支部

**平成２６年（フ）第５７号**
兵庫県淡路市浦783番地　中浜団地305
債務者　濱西　美鈴
1　決定年月日時　平成27年１月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月12日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

**平成２６年（フ）第８３号**
山口県熊毛郡平生町大字平生町189番地の18
債務者　宮田　逸美
1　決定年月日時　平成27年１月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月12日まで
山口地方裁判所岩国支部

**平成２６年（フ）第３７１号**
沖縄県那覇市安里３丁目12番14号
債務者　野原　　渉
1　決定年月日時　平成27年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月12日まで
那覇地方裁判所民事第３部